

信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っております。

信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人の基準が改正され、平成18年4月から、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となりました。

商工業振興資金と一緒に利用する場合には、**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

まずは金融機関にご相談ください。

融資に際しては金融機関の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承下さい。

取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合、商工中金 山形支店・酒田支店

山形県商工労働観光部産業政策課

作成・問合せ 産業政策課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

電話 023-630-2359 (金融担当)

FAX 023-630-2128

その他問合せ

○山形県信用保証協会

電話 023-647-2240

○最寄りの商工会議所・商工会

山形県商工業振興資金HP

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokorodokanko/110001/17shikin.html>

平成21年4月1日からの変更点

○貸出率を引き下げました。

(最大で▲0.2%の引き下げ)※一部資金は据置

○産業立地促進資金において県外から立地する場合の要件を緩和

平成21年3月2日からの変更点

(平成22年3月31日まで継続予定)

○経営安定資金を拡充しました。

○雇用対策(優遇金利)における年齢制限撤廃。

○既借入れの返済期間の延長(条件変更)が可能に。

(要件有り、延長期間は最長3年間)

平成21年4月1日現在

利率 (雇用対策優遇時)	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備、運:運転	認定機関	備 考 [◎ H21.3.2~改正 ● H21.4.1~改正]
①~④1.5% (⑤1.3%)	2億円(8千万円)	設15年(2年) 運 7年(2年)	県(産業政策課)	◎ 雇用対策の年齢要件を撤廃。 ○ 「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になりました。
①1.8% (⑤1.6%) ③1.6% (⑤1.4%) ④1.5% (⑥1.3%)	1億5千万円(5千万円)	設15年(2年) 運 7年(2年)	県(産業政策課)	◎ 雇用対策の年齢要件を撤廃。 ○ 「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になりました。
①1.6% ②2.1%	①5千万円 ②1千万円	①設15年(3年)②設10年(3年) ①②連 7年(2年)	開業先の商工会、 商工会議所	
①②1.6% (③1.4%)	①1億5千万円(5千万円) ②3億円(設備資金のみ) ③①又は②のいずれか	設15年(2年) 運 7年(2年)	県(産業政策課)	◎ 雇用対策の年齢要件を撤廃。 ○ 「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になりました。
0.9%	10億円	15年(3年)	県(産業政策課) 立地予定の市町村	● 「県外企業(製造業に限る)で県内に新たに立地しようとする」場合が加わりました。 ○ 立地先市町村の認定が必要。
①②1.8% (③1.6%)	①3億円(5千万円) ②1億5千万円(5千万円) ③ ①又は②のいずれか	設15年(2年) 運 7年(2年)	県(産業政策課)	◎ 雇用対策の年齢要件を撤廃。 ○ 「2名以上」は、従業員20名以下の企業については「1名以上」になりました。
①2.1% ②③2.0%	①2千万円 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	7年(2年)	信用保証協会	
1.8%	8千万円(運転資金のみ)	①~③⑤7年(2年) ⑥10年	商工会、商工会議所	◎ これまでの④の要件は削除。新たに⑤⑥を定めました。 ◎ ⑥は償還期間が最長10年まで設定可能。 ○ 「不況業種※」とは、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種をいいます。 (H21.4.1時点 760業種が指定)
※中小企業信用保険法第2条第4項第5号における「取引の数量の減少等」とは。 (以下イ・ロ・ハいずれか一つに当てはまれば要件に該当します。) イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比3%以上減少している。 ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。 ハ) 最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している。				
2.3%	8千万円 (5千万円)	①②設15年(2年) 運転10年(2年) ③設10年(2年) 運転7年(2年) ④3年	県(産業政策課)	○ ①②の場合は事前に経営改善計画を策定している必要があります。